

## 珠洲市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定により、珠洲市立公民館に対する令和2年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和2年12月18日

珠洲市監査委員 田 島 邦 章  
珠洲市監査委員 寺 井 秀 樹

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

(1) 珠洲市立公民館設置条例により設置された公民館

#### 2 監査を執行した委員

田 島 邦 章

寺 井 秀 樹

#### 3 監査の実施日

(1) 帳簿等審査 令和2年10月30日(金)から11月25日(水)

(2) 現地監査 令和2年11月26日(木)

#### 4 監査事項

(1) 職員の勤務状況について

(2) 事業の実施状況について

(3) 予算の執行状況について

(4) 財産の管理及び備品の保管状況について

(5) 帳簿等の整理保管状況について

#### 5 監査の範囲

令和元年度事務事業の実績及び令和2年度事務事業の執行状況

#### 6 監査の手続

公民館について、予め事務事業の執行に係る監査調書、予算差引簿ほかの帳簿等の提出を求め、監査委員事務局において事前に照合、審査を行った。

その後、5公民館（宝立、飯田、若山、三崎、日置）へ出向いての監査では、教育委員会事務局次長又は同生涯学習係長、同係専門員の立ち合いのもと、各公民館長及び同主事から管理運営の状況や監査資料に基づく事項について、詳細に説明を聴取すると共に、諸帳簿等の審査も併せて行った。

### 第2 監査の結果

いずれの公民館とも、事務事業は、おおむね適正に執行されている。